

「受験資格(民間企業等経験者)の詳細について」

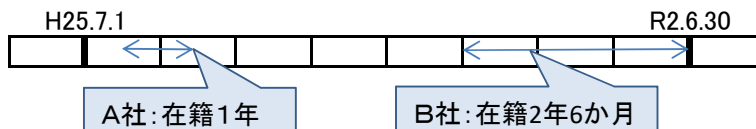
- ① 受験資格における「職務経験」は、会社員、自営業者、公務員等としての経験が該当。
- ② 同一の企業・団体等で、休憩時間を除き週30時間以上の勤務が、1年以上継続してあることが必要。
 ※ 相当の勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間を意味する。個々の継続した経験が1年未満の場合は通算できない。
 ※ 「相当の勤務時間」には、時間外勤務は該当しない。
 ※ 「1年以上継続した職務経験」が複数ある場合は、通算できる。
- ③ 育児休業や病気休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含まない。
 ※ 休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1ヵ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除く。
- ④ 最終合格発表後に職歴証明書等を提出する必要がある。職歴について証明できなかった場合は、合格を取り消す。

Q1 「職務経験年数」としての「平成25年7月1日から令和2年6月30日までの間に通算3年以上」とは、どのような場合が該当するのですか？

A1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース1)

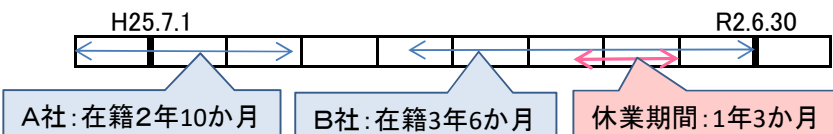
- A社での在籍期間1年、B社での在籍期間2年6か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒ 通算して3年6か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース2)

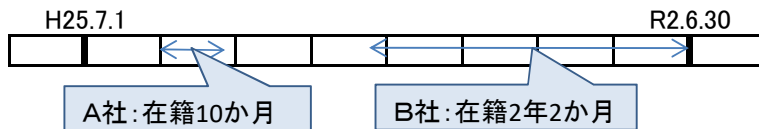
- A社での在籍期間2年10か月(H25.7.1以降では1年10か月のみ)、B社での在籍期間3年6か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- B社において、産前・産後休業と育児休業合わせて1年3か月取得



- ⇒ A社については、H25.7.1以降の1年10か月のみ通算できます。
- ⇒ B社における産前・産後、育児休業期間は職務経験の期間から除きますので、B社での職務経験期間は2年3か月となります。
- ⇒ A社とB社合わせて3年1か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース3)

- A社での在籍期間10か月、B社での在籍期間2年2か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒ A社での在籍期間は10か月で、1年未満のため通算することができません。

⇒ B社の2年2か月のみとなるので、「3年以上」の要件を満たしません。

Q2 平成25年4月1日から平成26年3月10日までA社で働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経歴期間に算入することができますか(週30時間以上の勤務)。

A2 職務経歴期間は1か月未満は切り捨てて算定します。この場合、平成26年3月1日から平成26年3月10日までの期間は1か月未満となり切り捨てるため、職務経歴期間は平成25年4月1日から平成26年2月末日までの11か月となり、1年以上継続して働いたとはみなせず、職務経歴期間に算入することはできません。

Q3 平成25年7月20日から平成29年1月10日【A期間】まで働いてましたが、平成26年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経歴期間は「何年何か月」となりますか(週30時間以上の勤務)。

A3 A期間は、平成25年7月20日から平成28年12月19日までの3年5か月となります。最後の12月20日から翌年1月10日までは1か月未満のため切り捨てます。一方、B期間は3か月なので(同じく1か月未満切り捨て)、職務経歴期間は差し引き3年2か月となります。

Q4 会社が倒産等によりなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればよいですか？

A4 年金加入記録の証明、その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経歴期間を確認できない場合は、合格を取り消します。

Q5 企業(団体等)に3年6か月勤務していますが、最初の1年間は契約社員として、2年目以降、現在に至るまでは正社員として勤務しています。職務経歴期間の取扱いはどうようになりますか？

A5 週30時間以上の勤務があり、同じ企業(団体等)に継続して勤務していれば、雇用形態にかかわらず、職務経歴期間を満たすこととなります。

Q6 派遣社員ですが、同じ派遣元から半年ごとに別の会社に派遣されていました。この場合、派遣元が同じ会社なので職務経歴に通算することができますか？

A6 同一事業所(派遣先)での勤続期間は半年となり、1年未満となりますので、通算することはできません。

Q7 出向により、別の会社に勤務した期間は、同じ企業(団体等)の職務経歴としてみなすことができますか？

A7 「職歴証明書」により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経歴としてみなすことができます。

Q8 他社との合併により会社名が変更になりましたが、同じ会社の職務経験としてみなすことができますか？

A8 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが「職歴証明書」で証明できれば、同じ会社の職務経験とみなすことができます。

Q9 高校の教員として、数学、物理、応用力学(こうした分野は、職種「土木」の専門試験の範囲に含まれている)の授業を担当していました。土木職に関係のある職務経験として認められますか？

A9 本試験では、専門性の高い知識や能力により「実務」に従事していた、即戦力となれる人材を求めています。このため、教員として、職種「土木」の試験内容にある数学、物理、応用力学等の授業を担当していただいただけでは「土木職」に関係のある職務経験とは認められません。
「採用試験実施案内」にも受験資格要件として記載のあるとおり、土木施工管理技士(1級又は2級[土木])又は測量士としての職務経験年数が直近7年間のうちに、通算3年以上あることが必要です。

Q10 「自営業者」の場合、「職歴証明書」のほかに何か提出しなければならないものがありますか？

A10 事業所の代表者名で作成する「職歴証明書」のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類の提出をお願いすることになります。

Q11 「職歴証明書」は受験申込時に必要ですか？

A11 受験申込時点で、「職歴証明書」を準備いただく必要はありません。最終合格者発表後、合格者には、市が指定する様式で証明をしていただきます。

なお、「職歴証明書」には、法人名、代表者名、代表者印、就業期間、就業規則等で定められた1週間当たりの勤務時間、主たる職務内容等を記載していただく予定です。

但し、「民間企業等経験者」枠で試験申込みされる場合は、申込書とは別に、「民間企業等経験者用《エントリーシート》」の提出をお願いすることになります。この中で、「職務経験」等の概要については記載していただくことになります。

Q12 「2級土木施工管理技士」の職務経験には、具体的にどのような経験が該当するのですか？

A12 まず、「2級土木施工管理技士」については、種別「土木」の有資格者が該当します。
一方で、同じ「2級土木施工管理技士」であっても、種別「鋼構造物塗装」と種別「薬液注入」は該当しません。

次に、「2級土木施工管理技士」の職務経験としては、主に、「一般建設業」の営業所の専任技術者、又は主任技術者としての職務経験を想定しています。

なお、「一般建設業」における工事の種類としては、

- ・土木工事
 - ・とび、土工、コンクリート
 - ・石工事
 - ・鋼構造物工事
 - ・舗装工事
 - ・しゅんせつ工事
 - ・水道施設工事
 - ・解体工事
- 等が挙げられます。

Q13 現在、係長として勤務していますが、係長として採用されますか？

A13 係長としては採用されず、本試験の合格者は全て一般職(係員)として採用されることになります。

